

大阪市強靱化地域計画策定チーム設置要綱

(設置)

第 1 条 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づく「大阪市強靱化地域計画」の策定、及びその全庁的な推進、進捗状況の管理を行うことを目的として、「大阪市強靱化地域計画策定チーム(以下「策定チーム」という。)」を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定チームは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づく、「大阪市強靱化地域計画」の策定に関すること。
- (2) 「大阪市強靱化地域計画」の全庁的な推進及び、その進捗管理に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、必要な事項。

(組織)

第 3 条 策定チームは、リーダー、サブリーダー及びメンバーをもって組織する。

- 2 リーダーは、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 サブリーダーは、危機管理監の職にある者をもって充てる。
- 4 メンバーは、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(招集等)

第 4 条 リーダーは、第 2 条に掲げる事務を総括するとともに、策定チームの会議を招集し、会議の事務を総理する。

- 2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーが不在の場合は、その職務を代行する。
- 3 リーダーが必要と認めるときは、メンバー以外の者に会議への出席を求めることができる。

(分科会)

第 5 条 リーダーが必要と認めるときは、特定の課題について策定チームに分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、リーダーが指名するメンバーで組織する。
- 3 リーダーが必要と認めるときは、メンバー以外の者に分科会への出席を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 策定チームの庶務は、危機管理室において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、策定チームの運営に関して必要な事項はリーダーが別に定める。

附則

この要綱は、平成 27 年 12 月 15 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 10 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 3 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 9 月 15 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 6 月 28 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 12 月 18 日から施行する。

(別表)

大阪市強靱化地域計画策定チームメンバー				
リーダー	副市長			
サブリーダー	危機管理監			
メンバー	※1	※2	※3	
	副首都推進局長	デジタル統括室長	都市交通局長	政策企画室長
	経済戦略局長	中央卸売市場長	総務局長	市民局長
	財政局長	契約管財局長	計画調整局長	福祉局長
	健康局長	こども青少年局長	環境局長	都市整備局長
	建設局長	大阪港湾局長	消防局長	水道局長
	教育長			

※1 区長会議(くらし・安全・防災部会)の部会長

※2 区長会議(くらし・安全・防災部会)の危機管理室担当区長

※3 区長会議(くらし・安全・防災部会)設置「湾岸部津波対策の推進に係るワーキンググループリーダー